

平成15年度

(3) 青色申告者

(単位：人)

区 分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
70万円以下	907	4	189	1,100
100 "	1,573	15	356	1,944
150 "	3,547	117	1,365	5,029
200 "	4,245	309	1,886	6,440
250 "	4,274	501	2,181	6,956
300 "	3,804	580	2,133	6,517
400 "	5,362	1,756	3,849	10,967
500 "	3,163	2,061	3,119	8,343
600 "	1,843	2,049	2,305	6,197
700 "	1,043	1,775	1,773	4,591
800 "	629	1,519	1,457	3,605
1,000 "	690	1,984	1,979	4,653
1,200 "	356	1,148	1,183	2,687
1,500 "	378	727	1,092	2,197
2,000 "	425	295	1,002	1,722
3,000 "	381	63	865	1,309
5,000 "	269	7	542	818
5,000万円 超	167	1	378	546
合 計	33,056	14,911	27,654	75,621

調査対象等： 平成15年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明： 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。

青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。